



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 8 月 31 日 (月曜日) 第 134 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

告 示

○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1

○民有林の保安林の指定 (2 件) …………… (“) 1

○保安林の指定施業要件の変更予定…………… (“) 2

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先
人不明について…………… (“) 2

公 告

○大規模小売店舗の廃止に関する届出…………… (商工政策課) 2

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (“) 3

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3

○宮崎県環境影響評価条例に基づく都市計画決定
権者の環境影響評価方法書の縦覧…………… (都市計画課) 4

○宮崎県環境影響評価条例に基づく都市計画決定
権者の環境影響評価方法書に関する説明会の開
催…………… (“) 5

○落札者等の公告…………… 5

監査委員公告

○監査結果の公表…………… 5

○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 5

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第43号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
(名称及び位置)	(名称及び位置)								
第93条 自治学院の名称及び位置は、次のとおりとする。	第93条 自治学院の名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎県自治学院</td> <td>宮崎市旭1丁目2番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	宮崎県自治学院	宮崎市旭1丁目2番2号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎県自治学院</td> <td>宮崎市橘通東1丁目9番18号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	宮崎県自治学院	宮崎市橘通東1丁目9番18号
名 称	位 置								
宮崎県自治学院	宮崎市旭1丁目2番2号								
名 称	位 置								
宮崎県自治学院	宮崎市橘通東1丁目9番18号								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 694号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字小津留7278-15 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 695号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字伊比井字向鶯2877、

2878、2931、2932

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字向鶯巣2877・2878・2931・2932 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 696号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字松之尾 10291-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字松之尾 10291-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 697号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字小津留7278-15 (次の図に示す部分に限る。)、7278-36

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 698号

保安林の指定施業要件の変更予定 (令和2年宮崎県告示第 527号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 日南市役所

安藤民藏、安藤利平、安藤廣治、安藤與平次、一政亀吉、河野松次郎、河野武吉、岩切庄平、玉田卯三郎、金子岩藏、郡司儀平、古川久五郎、古川寅太郎、甲斐庄三郎、甲斐浄円、黒木久太郎、黒木紋藏、坂元真三、坂元紋平、阪元モト、阪元リエ、阪元エキ、阪元安次郎、阪元虎三郎、阪元新被、阪元仁作、阪元政市、阪元忠七、阪元猪作、阪元猪相次、阪元文裕、阪元平被、阪元房靖、阪元弥吾、阪元禮子、三浦忠作、山下弥吉、山田善吉、山本金藏、山本甚次郎、小玉イマチ、小玉猪吉、小玉文平、小野文太郎、松浦長吉、松元ハル、植村イワエ、神田安次郎、西村浩、斉藤覚平、大嶋松市、谷口ミカ、谷口久五郎、竹下ヤツ、竹下卯平、竹下嘉太郎、竹下金五郎、竹下佐吉、竹下徳被、中浦忠吉、中村惣吉、長嶺カ子、田原儀四郎、田原勝次、田原猪平、田原長太郎、東シメ、東又五郎、藤井鶴藏、藤浦弥吉、藤本コト、藤本儀平、藤本正仁、南郷村信用販売購買利用組合、日高初三郎、日高貞吉、日高平次郎、平野喜曾、鈴木チセ、廣瀬虎三郎、榮田繁藏、澤井ミサ、濱田喜平次、濱田房藏、萬クニ、崎村吉五郎、徳丸栄被、高橋義行、高橋三代吉

(2) 延岡市役所

磯貝兵藏、月田ヲシエ、甲斐伊之助、中田佐四郎、日高嘉吉、日高キクエ、日高伊與吉、木村弥助、大林庄太郎、矢野國太郎、高橋久米吉

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年宮崎県告示第 527号によること。

公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 5 項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和 2 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>ダイレックス門川店 東臼杵郡門川町東栄町四丁目2番3号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号</p> <p>3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,871㎡</p> <p>4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0㎡</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和2年7月20日</p> <p>6 変更する理由 店舗建て替えのため</p> <p>7 届出年月日 令和2年8月19日</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和2年8月31日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス門川店 東臼杵郡門川町東栄町四丁目2-3</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 令和3年4月20日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,630㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物西側 63台</p>	<p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 10台</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側 65㎡</p> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側 8.65㎡ (廃棄物等保管施設No.1) 建物敷地北側 9.00㎡ (廃棄物等保管施設No.2) 合計 17.65㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 建物敷地南側及び西側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日 令和2年8月19日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和2年8月31日から令和3年1月4日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和2年8月31日から令和3年1月4日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。</p> <p>令和2年8月31日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第9759号	(有)ロードエンター宮崎	福島 紳雄	宮崎県児湯郡新富町大字新田8720-8	一般	土木工事業、とび・土工工事業、塗装工事業	令和2年7月15日付で廃業した旨の届け	令和2年7月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第12798号	古賀塗装	古賀 末雄	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1682	一般	塗装工事業	令和2年7月31日付で廃業した旨の届	令和2年7月31日(全廃業)

			- 1			け	
宮崎県知事許可 (般-28)第 12937号	(株)三和テクニ カル	田中 良明	宮崎県宮崎 市清水 1 - 13-22	一般	内装仕上工事業	令和 2 年 7 月 31日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 7 月 31 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13493号	熊本電気工事	黒木 鏡春	宮崎県日向 市大字日知 屋 15885- 1	一般	電気工事業	令和 2 年 7 月 14日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 7 月 14 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13591号	日大建築	日高 龍太郎	宮崎県宮崎 市村角町東 原3128- 1	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	令和 2 年 7 月 14日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 7 月 14 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 10273号	(株)ヒュウガ化 工	弥富 勝美	宮崎県延岡 市土々呂町 6-1618- 1	一般	土木工事業	令和 2 年 7 月 20日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 7 月 20 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 11506号	(有)シンコー設 備	甲斐 真吾	宮崎県西臼 杵郡日之影 町大字七折 13711- 1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	令和 2 年 7 月 20日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 7 月 20 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 11676号	(有)白坂グリー ン企画	内田 哲	宮崎県宮崎 市大字跡江 1934- 3	一般	建築工事業	令和 2 年 7 月 16日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 7 月 16 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第 13176号	(有)アパ	河内 勉	宮崎県宮崎 市大字芳士 3795	一般	管工事業	令和 2 年 7 月 17日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 7 月 17 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般- 1)第 13353号	第一ビル管理 (株)	野津手 靖丈	宮崎県宮崎 市大字島之 内字永池92 17- 6	一般	建築工事業、大工工事 業	令和 2 年 7 月 9日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 7 月 9 日 (一部廃業)

宮崎県環境影響評価条例施行規則（平成12年宮崎県規則第 125号。以下「規則」という。）第48条の規定により読み替えて適用される宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、規則第48条の規定により読み替えて適用される条例第7条の規定により、次のとおり公告し、当該方法書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対し、当該意見を書面により提出することができる。

令和 2 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画決定権者の名称

宮崎県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

国道10号住吉道路（都市計画道路 住吉通線（仮称））

(2) 種類

一般国道の改築

(3) 規模

延長 約 6 km

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

方法書において示す区域

4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

宮崎市佐土原町下那珂、同市大字広原、同市大字島之内及び同市大字新名爪の各一部

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市住吉地域センター及び宮崎市佐土原総合支所農林建設課

(2) 期間

令和 2 年 8 月 31 日から令和 2 年 9 月 30 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見書の提出

(1) 提出期限

令和 2 年 10 月 14 日

(2) 提出先

宮崎県県土整備部都市計画課

〒 880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

(3) 意見書に記載すべき事項

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名、住所及び連絡先（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）
- イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

宮崎県環境影響評価条例施行規則（平成12年宮崎県規則第125号）第48条の規定により読み替えて適用される宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号）第7条の2第2項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を次のとおり開催する。

令和2年8月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画決定権者の名称
宮崎県
- 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - 名称
国道10号住吉道路（都市計画道路 住吉通線（仮称））
 - 種類
一般国道の改築
 - 規模
延長 約6km
- 都市計画対象事業が実施されるべき区域
方法書において示す区域
- 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
宮崎市佐土原町下那珂、同市大字広原、同市大字島之内及び同市大字新名爪の各一部
- 方法書説明会の開催日時及び場所
 - 住吉地区
令和2年9月17日（木曜日）午後7時から
宮崎市地域振興部住吉地域センター
 - 佐土原地区
令和2年9月18日（金曜日）午後7時から
宮崎市佐土原総合支所

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年8月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る調達件名
高度警察情報通信基盤システムによる照会システムの賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 落札者を決定した日
令和2年8月6日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所九州支社 支社長 渋谷 貴弘
福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番1号
- 落札金額

32,736,000円（消費税込み）

- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和2年6月25日

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和2年6月5日から令和2年8月7日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年8月31日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 西 村 賢
宮崎県監査委員 右 松 隆 央

監査委員公告

令和2年3月30日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年8月31日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 西 村 賢
宮崎県監査委員 右 松 隆 央

--	--